

生産緑地所有者の皆さまへ

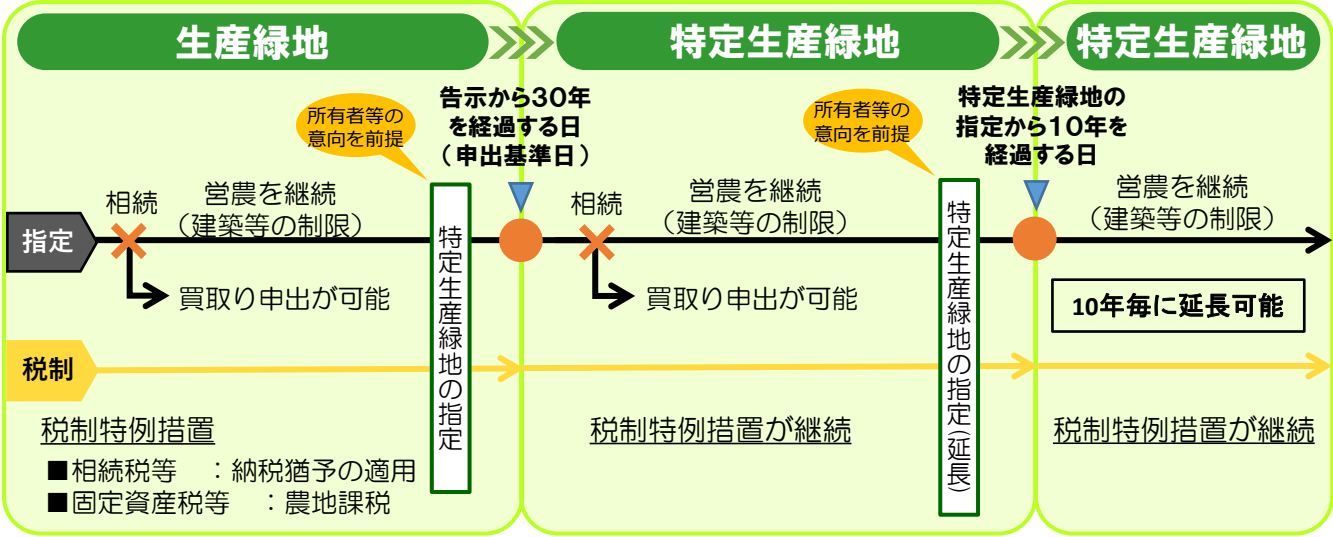
「特定生産緑地制度」について

指定は30年を経過するまでに行う必要があります。
指定には、所有者からの指定の希望申出の手続きが必要です。

■ 特定生産緑地について

- 指定後30年を迎える生産緑地(※)を、所有者等の意向にもとづき指定します。
- 営農や相続に影響のある制度です。

※ 旧堺市(旧美原町との合併前)の区域は、1992年(平成4年)以降に、
旧美原町の区域は、2005年(平成17年)以降に生産緑地地区の指定を行っています。



■各種お問い合わせ先

生産緑地、特定生産緑地の制度について	都市計画課 (市役所高層館16階)		TEL 072-228-8398
固定資産税等について	市税事務所 固定資産税課 (三国ヶ丘庁舎3階)	堺区担当	TEL 072-231-9761
		中区・東区担当	TEL 072-231-9762
		西区・南区担当	TEL 072-231-9763
		北区・美原区担当	TEL 072-231-9764
相続税納税猶予制度について	堺税務署 (堺市堺区南瓦町2番29号 堺地方合同庁舎)		TEL 072-238-5551

●営農や相続への影響を考慮して、特定生産緑地の指定をご検討ください。

営 農

相 続

特定生産緑地に指定する場合

○ 固定資産税、都市計画税は、引き続き農地評価、農地課税です。

○ 10年毎に継続の可否を判断できます。

特定生産緑地の指定は10年ごとに更新できます。

○ 次の相続での選択肢が広がります。

次世代の方は、次の相続時点で相続税の納税猶予を受けて営農を継続するか、買取り申出をするかを選択できます。

○ 農地を残しやすくなります。

次世代の方が、第三者に農地を貸しても、一定の要件を満たす場合、相続税の納税猶予が継続します。

【都市農地の貸借の円滑化に関する法律】

特定生産緑地に指定しなかった場合

注意）生産緑地は自動的に廃止されません。廃止には買取り申出の手続きが必要です！！

× 固定資産税、都市計画税の負担が段階的に増加し、5年後には、ほぼ宅地並み課税となります。

（下図イメージ参照）

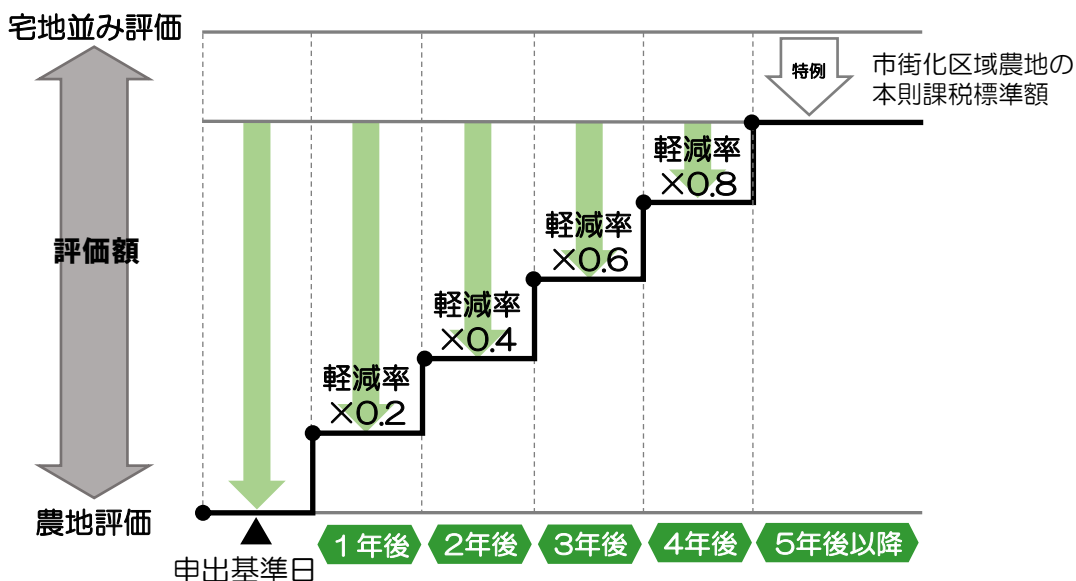
× 30年経過後は、特定生産緑地に指定することはできません。

× 次の相続での選択肢が狭まります。

特定生産緑地を選択しないと、次世代の方は納税猶予を受けることができません。

（現世代の納税猶予は、**生産緑地を廃止しない限り**、次の相続まで継続します）

特定生産緑地に指定しなかった場合の農地の固定資産税等のイメージ



※詳しくは、市税事務所までお問い合わせください。

特定生産緑地の指定手続きの流れ

特定生産緑地の指定を希望される方は、指定手続きの段階に応じて下記の書類等が必要です。

指定希望申出書の受付

- 受付場所：都市計画課（堺市役所高層館16F南側）
- 受付期間：指定年度によって異なります。裏面をご覧ください。
- 受付時間：9：00～17：15（土・日・祝日は除く）
- お持ちいただく書類等
【必ず必要なもの】
 - ・特定生産緑地指定希望申出書（一筆につき一枚必要）
 - ・土地登記簿謄本（土地の全部事項証明書）
 - ・現地の写真（2方向以上、指定希望区域全体がわかるもの。指定の審査（営農されているか等の確認）のための資料です。）
 - ・指定希望区域を示す実測図（一部分を指定する場合に必要）
 - ・地積測量図など（あれば）

3
月
末
日
ま
で

指定の審査（現地調査など）

指定希望申出書の受付後、指定審査の結果によっては、特定生産緑地に指定できない場合があります。

- 特定生産緑地に指定できないもの
 - ・生産緑地として適正に管理されておらず、現に農地等とは認め難いもの
 - ・営農継続が不可能であるもの など

指定希望申出書
受付後、4月下旬

審査結果・同意書用紙の送付

5
月
中
旬
※

同意書の提出

- 提出先：都市計画課（堺市役所高層館16F南側）
- 時 間：9：00～17：15（土・日・祝日は除く）
【必ず必要なもの】
 - ・同意書（実印の押印が必要）
 - ・印鑑証明書（農地等利害関係人全員）

5月下旬、
6月上旬※

特定生産緑地の指定の公示

指定した区域等は都市計画課窓口、都市計画課ホームページにてご確認ください。

7月下旬、
8月上旬

農地等利害関係人への通知

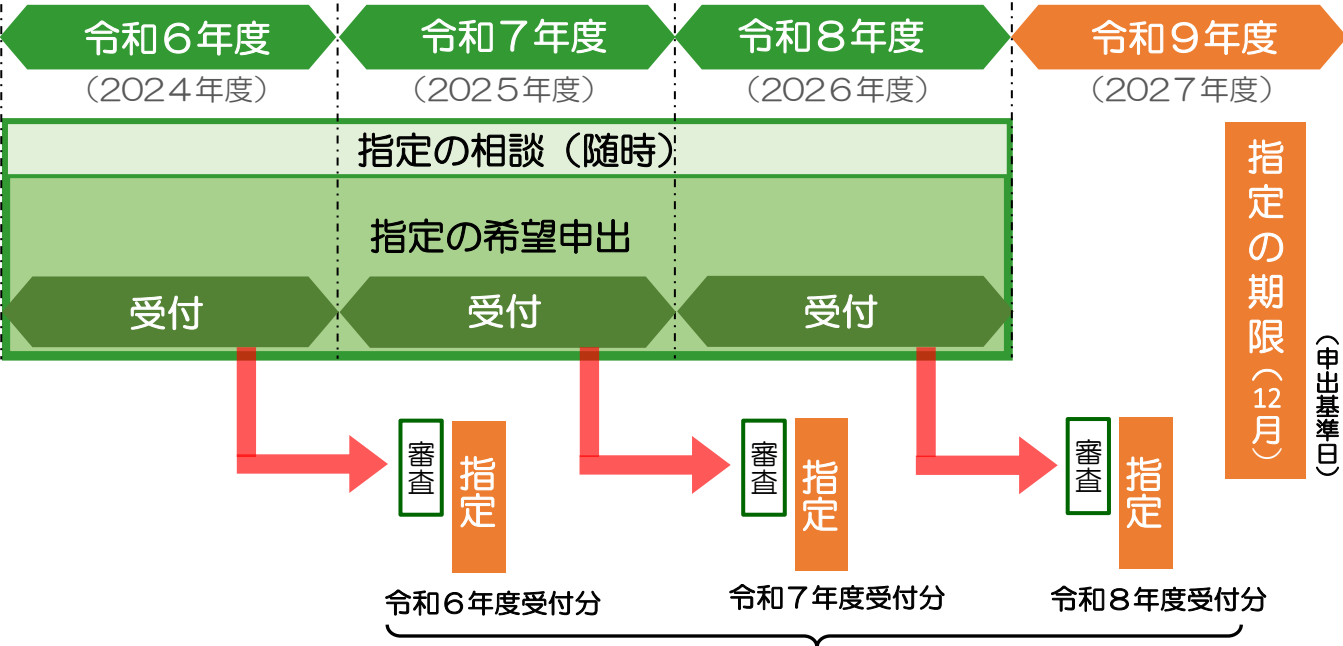
農地等利害関係人全員へ指定した旨の通知（郵送）を行います。

※の時期は早まる場合があります。

●特定生産緑地の指定スケジュール

本市では、特定生産緑地の指定に係るスケジュールを下図のとおりとしますので、指定を希望されている方は、受付期間内に手続きをお願いします。
なお、指定の相談は随時受けています。

<参考> 令和9年に特定生産緑地の指定の期限を迎える（平成9年に生産緑地地区の指定を受けた）場合のスケジュール



特定生産緑地の指定は受付の翌年度（夏頃予定）

注）特定生産緑地の指定により10年延長の法的効力が発生するのは、申出基準日以降です。

●生産緑地地区の都市計画決定の日と特定生産緑地の指定の期限・受付期間

生産緑地地区の 都市計画決定の日	指定の期限 （申出基準日）	指定の受付期間
平成8年12月13日 （1996年）	令和8年12月13日 （2026年）	令和5年4月～令和8年3月末 （2023年） （2026年）
平成9年12月15日 （1997年）	令和9年12月15日 （2027年）	令和6年4月～令和9年3月末 （2024年） （2027年）
平成10年12月10日 （1998年）	令和10年12月10日 （2028年）	令和7年4月～令和10年3月末 （2025年） （2028年）
以降同様		

受付期間を過ぎた場合、特定生産緑地に指定することができなくなりますので
ご注意ください！！

特定生産緑地の
市ホームページはこちら↓



【お問い合わせ先】
堺市役所 都市計画課 土地利用係
（高層館16F南側）
電話：072-228-8398